

国民年金のおはなし

保険料の免除と学生特例

日本国内に居住する人は、20歳から60歳まで学生を含め、何らかの公的な年金に加入することが義務付けられています。

保険料を納めることが困難な場合には、「国民年金保険料免除(全額・4分の3・半額・4分の1)・納付猶予申請」の制度があります。「納付猶予」制度は20歳代の人が対象です。また、学生を対象とした「学生納付特例」の制度もあります。いずれも、社会保険事務所で審査され、結果は郵送で直接本人に通知されます。「全額免除」・「納付猶予」と「学生特例」は、承認されると納付が10年間猶予されます。また、「4分の3免除」・「半額免除」・「4分の1免除」は、それぞれの保険料を納めることで資格ができますが、納付しないと未納の扱いとなります。

手続きは、市役所の市民課国民年金担当窓口で、同一世帯以外の方が代理で手続きをされる場合には委任状が必要です。なお、窓口に来られた人の本人確認は免許証・保険証などで行っています。

問合せ…笠岡市役所市民課
☎69-2129

9月は障害者雇用促進月間です

障害者の皆さんに雇用の場が確保されるよう、ご理解とご協力をお願いします。

障害者の雇用や支援制度のご質問はハローワークへ
問合せ：ハローワーク笠岡
☎2147

障害者の皆さんへ

障害者の補装具・日常生活用具の利用者負担は、10月から原則1割負担となります。なお、世帯の所得に応じて限度額が設定されます。

また、次の補装具・日常生活用具の種目は廃止となります。

【1カ月の自己負担限度額】

世帯区分	限度額
生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯 (年収80万円以下のみ)	15,000円
市民税非課税世帯	24,000円
市民税課税世帯	37,200円
一定以上※	支給対象外

※本人又は世帯員のうち市民税所得割額が50万円以上の場合

問合せ：健康福祉課

☎2133

恩給欠格者、引揚者の皆様へ

独立行政法人「平和祈念事業特別基金」では、次の要件

補装具：色めがね 日常生活用具：浴槽(湯沸器)、パルソナルコンピュータ

に該当される人に、内閣総理大臣名の書状等を贈呈しています。なお、請求書類は笠岡市社会福祉事務所に備えています。

要件

○旧軍人等で恩給等を受けていない恩給欠格者の人
○終戦で、本邦以外の地域から引き揚げてこられた人

問合せ：独立行政法人 平和祈念事業特別基金

☎0120(234)933

<http://www.heiwa.go.jp>

農業委員会への日程

農地の所有権移転や貸借をするとき、農地を農地以外に転用するときには農業委員会

かさおか あんぜん あんしん 通信

空いた時間で高収入？

「空いた時間を利用して高収入」・「技術を身につけて在宅ワーク」などと勧誘して、材料や高額な商品を購入させる内職商法。最近も相談が寄せられています。

こうした内職商法の問題点は、多くの仕事があっせんされて高収入が得られるというふれこみであっても、実際には仕事はあっせんされず、高収入も得られない。購入した材料や商品のローンだけが残るということです。

契約する前に契約書をよく読み、セールストークとの違いはしっかり確認することが必要です。少しでも疑問を感じたら、消費生活相談窓口へ相談するようにしてください。契約書を受け取ってから20日以内であれば、無条件で解約できます。

問合せ…協働のまちづくり課
☎69-2123



労働福祉会館 利用のお知らせ

労働福祉会館では、大・中会議室、和室などを有料で貸し出しています。会議・会合・各種教室・趣味の集いなどにご利用ください。

開館時間：9時～22時
休館日：月曜日・祝日の翌日
年末年始

※受付は随時行っています。
申込み・問合せ
労働福祉会館

☎3451



建築物の耐震診断補助制度のご案内

安全で安心して住める環境整備を進めるため、住宅などの耐震診断に対して、診断費用を補助します。条件など詳しい内容はお問い合わせください。

申請期限…10月31日(火)

問合せ…都市計画課 ☎69-2140